

第12次労働災害防止計画の 目標設定について(再修正案)

【再修正する目標】

- 死亡災害の目標
- 休業4日以上之死傷災害の目標
- 第三次産業の目標(死傷災害)
- 陸上貨物運送事業の目標(死傷災害)
- 建設業の目標(死亡災害)
- 製造業の目標(死亡災害)
- 腰痛予防対策の目標

(参考)再修正しない目標

- ・ メンタルヘルス対策の目標
- ・ 過重労働対策の目標
- ・ 化学物質対策の目標
- ・ 熱中症対策の目標
- ・ 受動喫煙防止対策の目標

死亡災害の目標

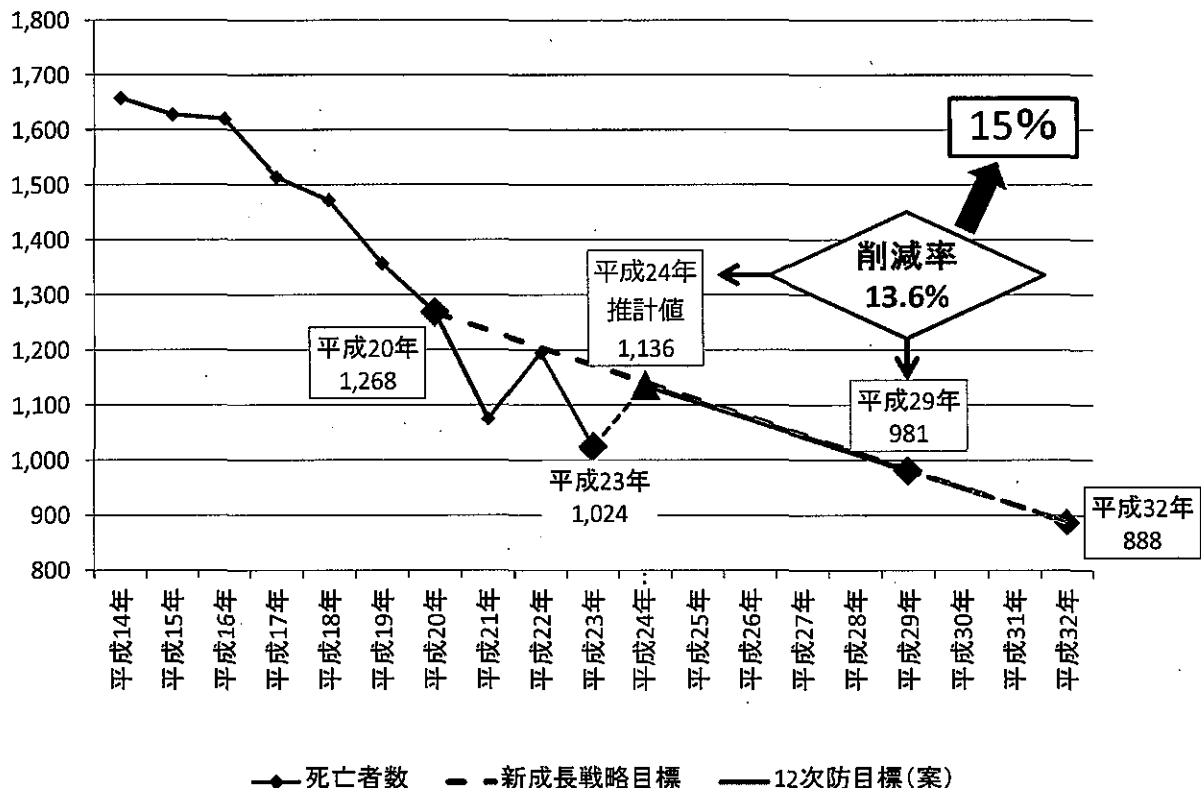
平成29年までに、平成24年と比較して、
労働災害による死亡者の数を
24.2%減少させる



＜修正案＞

死亡災害の撲滅を目指して、
平成24年と比較して、平成29年までに
労働災害による死亡者の数を
15%以上減少させる

(死亡者数の目標算出のための参考グラフ)



休業4日以上之死傷災害の目標

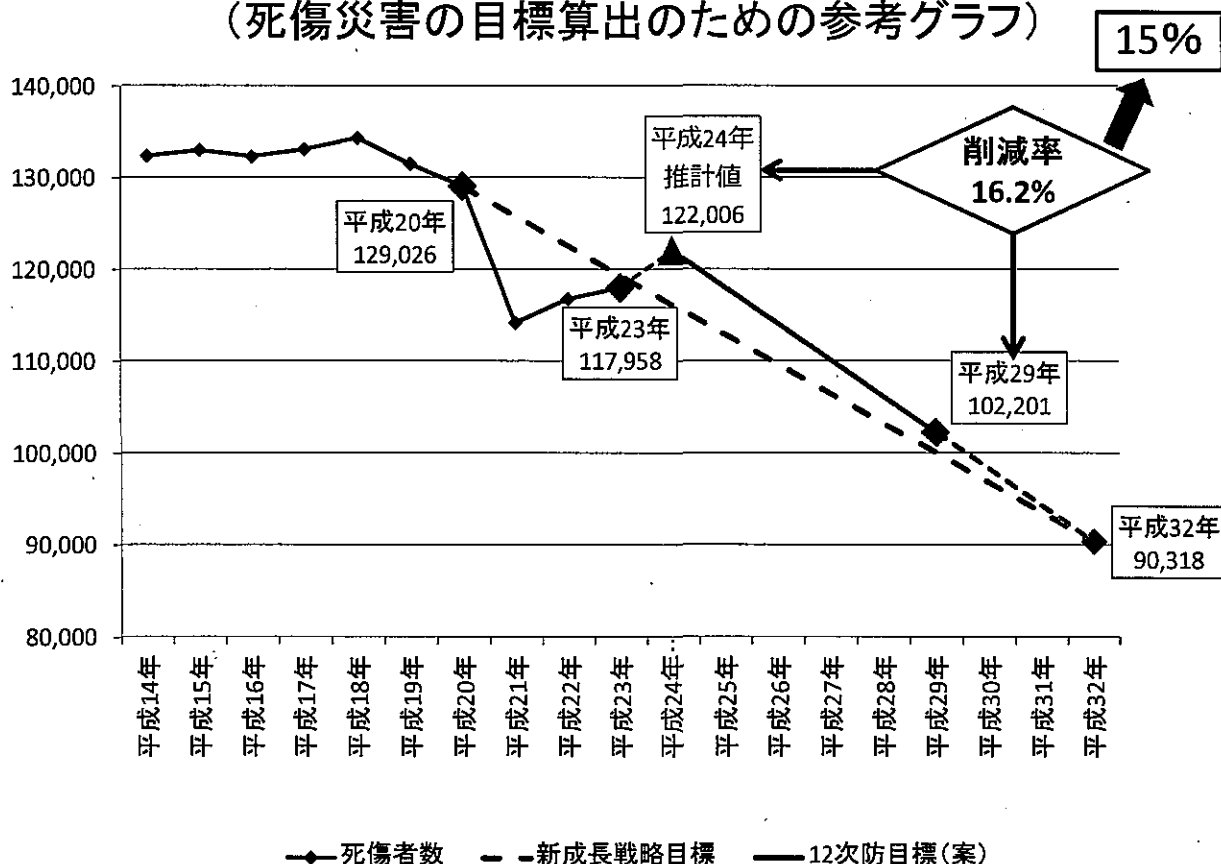
平成29年までに、平成24年と比較して、
休業4日以上労働災害による死傷者の数を
16.8%減少させる



<修正案>

平成24年と比較して、平成29年までに
休業4日以上労働災害による死傷者の数を
15%以上減少させる

(死傷災害の目標算出のための参考グラフ)



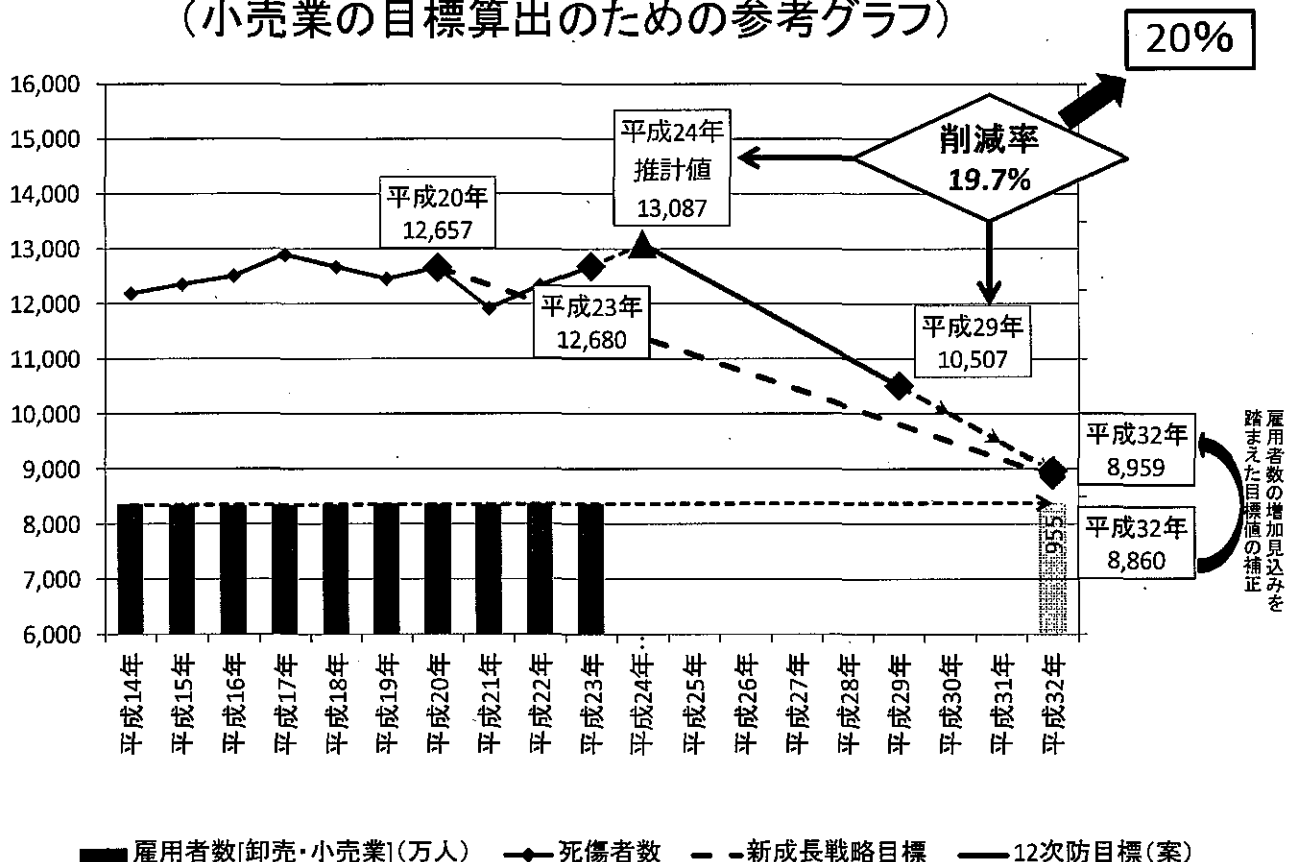
第三次産業の目標

平成24年と比較して、平成29年までに
第三次産業の労働災害による
休業4日以上の死傷者の数を
20.9%減少させる

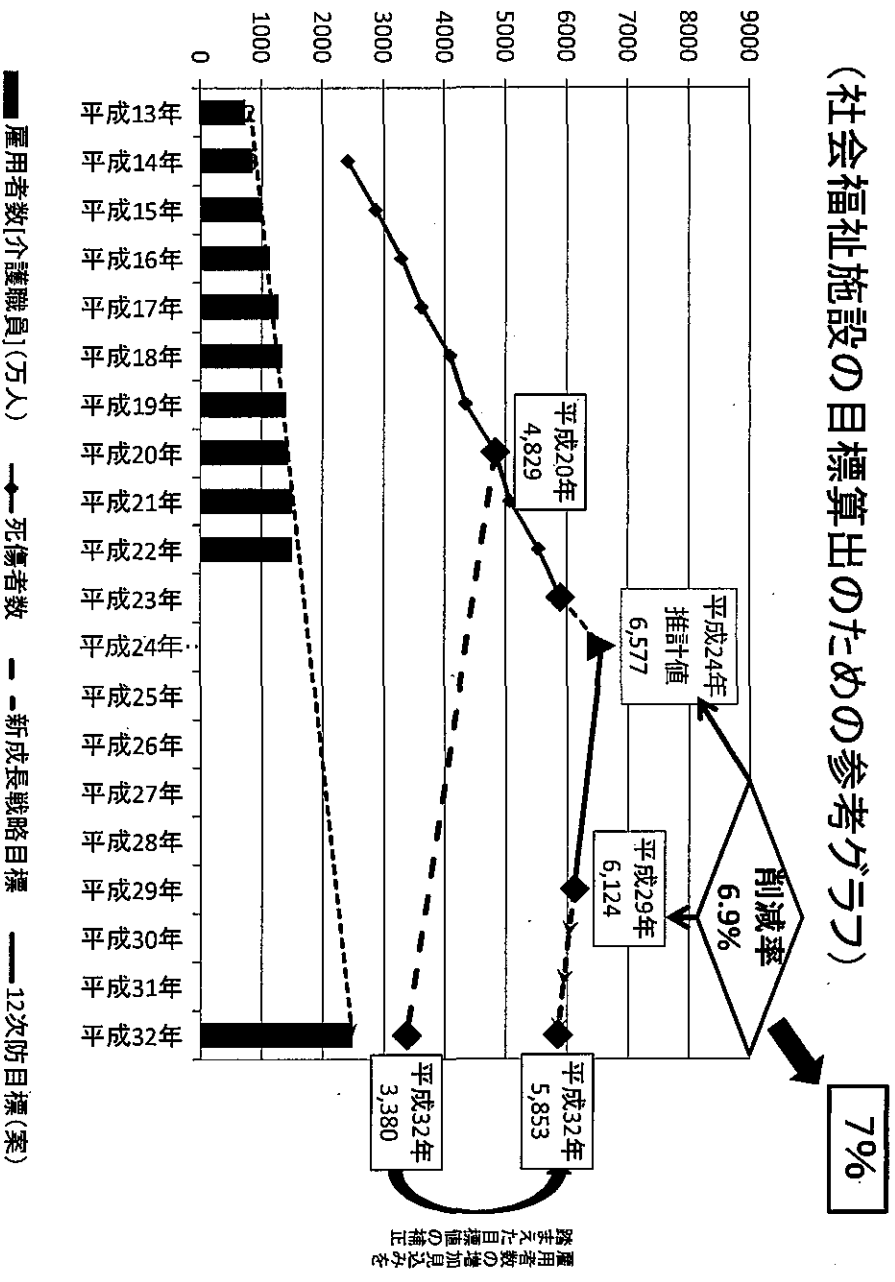
↓
＜修正案＞

平成24年と比較して、平成29年までに
小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害による
休業4日以上の死傷者の数を
それぞれ20%、7%、20%以上減少させる

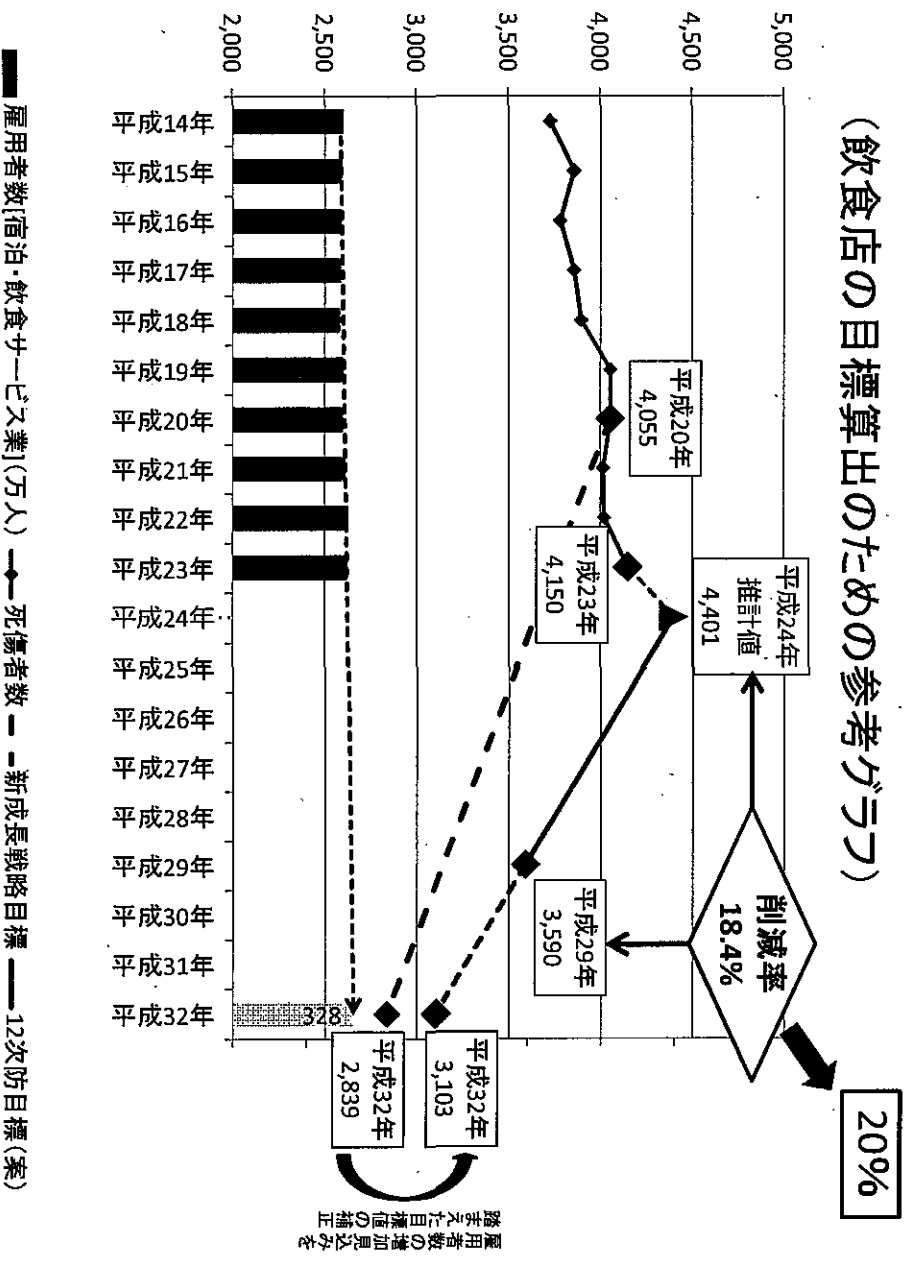
(小売業の目標算出のための参考グラフ)



(社会福祉施設の目標算出のための参考グラフ)



(飲食店の目標算出のための参考グラフ)



陸上貨物運送事業の目標

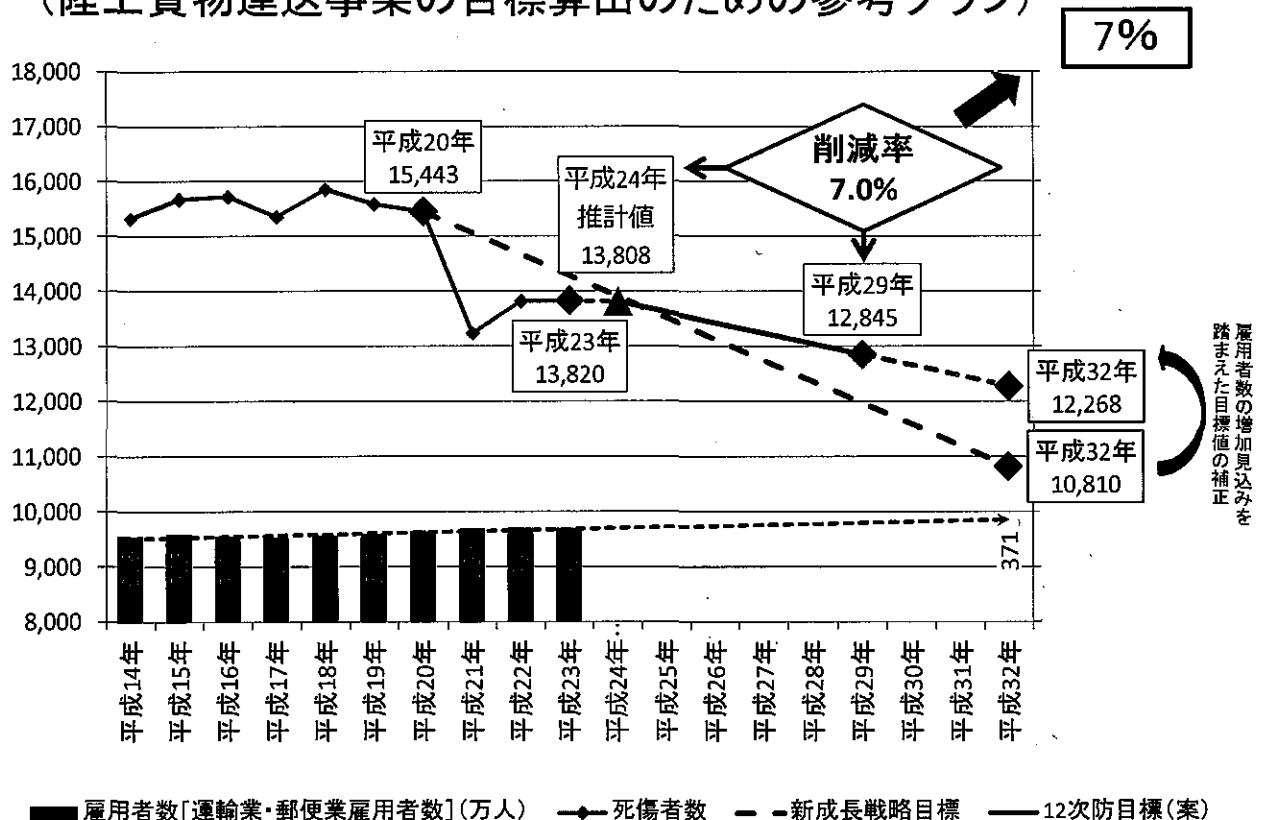
平成24年と比較して、平成29年までに
陸上貨物運送事業の労働災害による
休業4日以上の死傷者の数を
14.2%減少させる



<修正案>

平成24年と比較して、平成29年までに
陸上貨物運送事業の労働災害による
休業4日以上の死傷者の数を
7%以上減少させる

(陸上貨物運送事業の目標算出のための参考グラフ)



建設業の目標

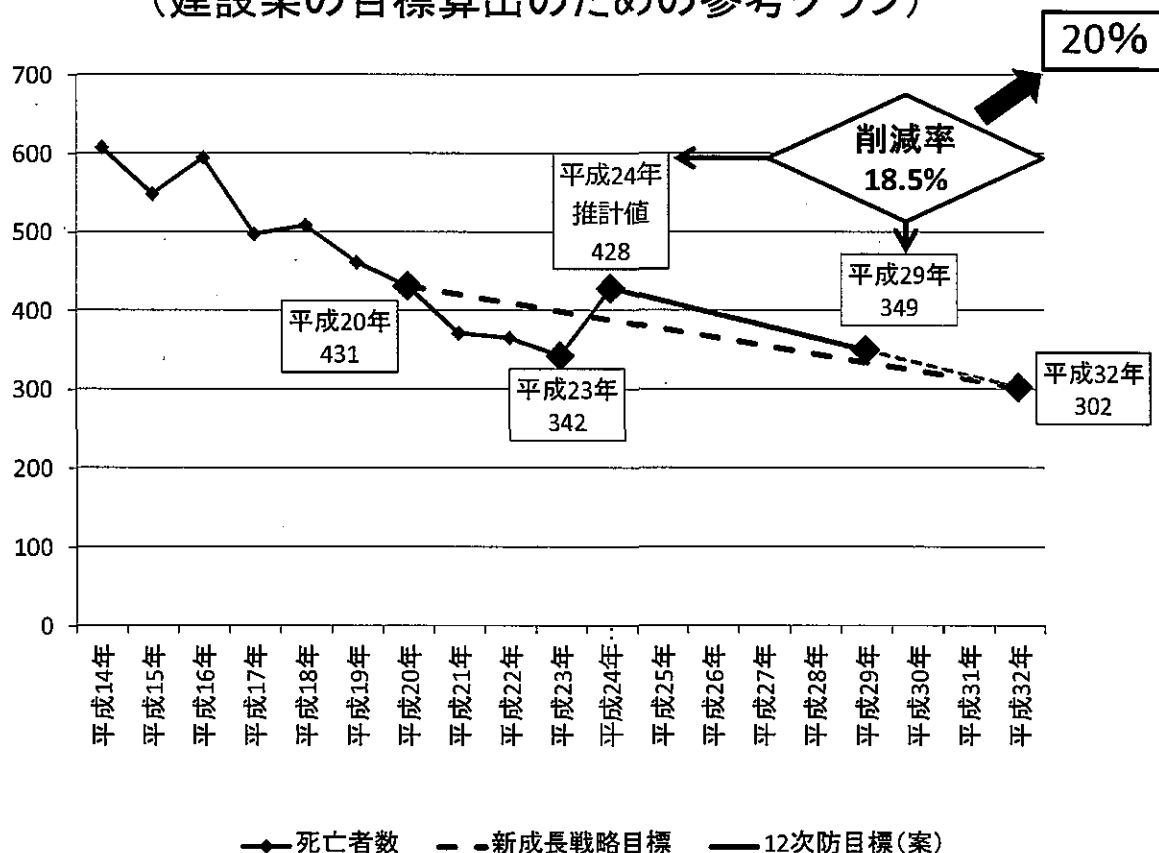
平成29年までに
建設業の労働災害による死亡者の数を
300人以下に減少させる



＜修正案＞

平成24年と比較して、平成29年までに
建設業の労働災害による死亡者の数を
20%以上減少させる

(建設業の目標算出のための参考グラフ)



製造業の目標

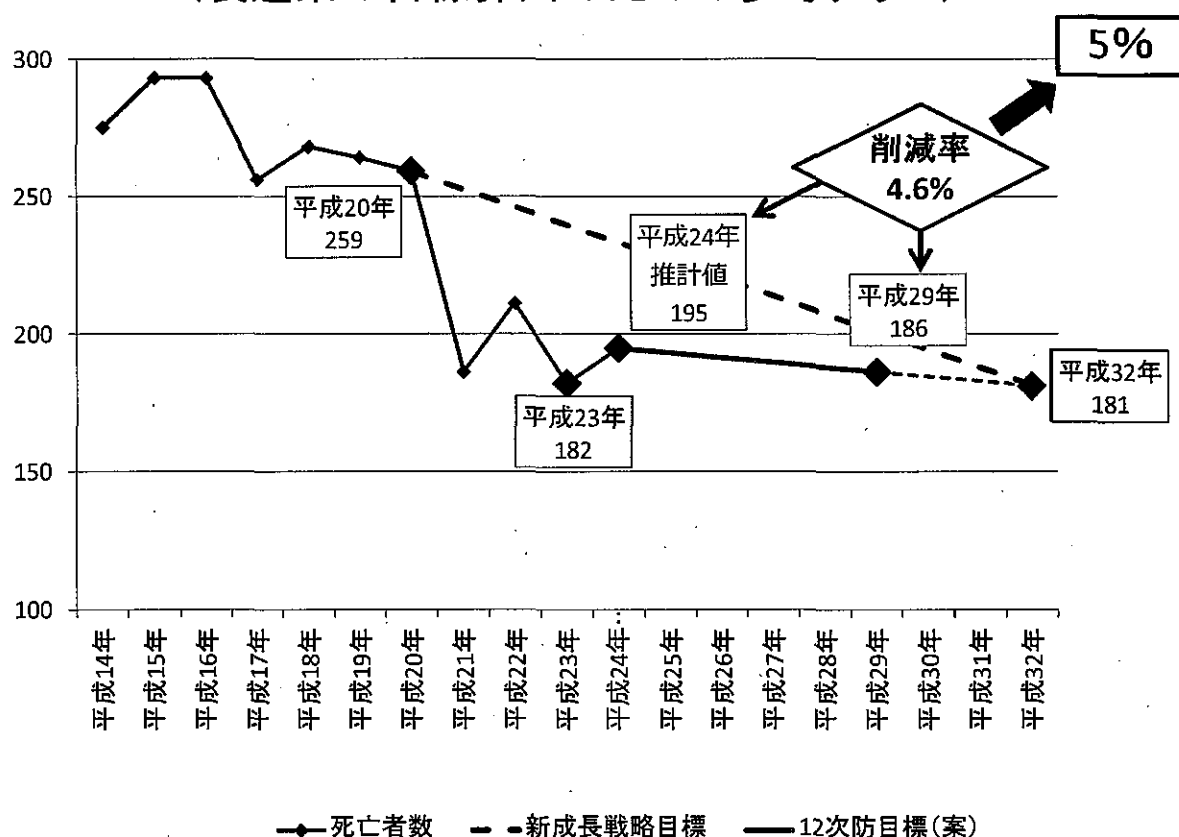
平成29年までに
製造業の労働災害による死亡者の数を
160人以下に減少させる



<修正案>

平成24年と比較して、平成29年までに
製造業の労働災害による死亡者の数を
5%以上減少させる

(製造業の目標算出のための参考グラフ)



腰痛予防対策の目標

平成23年と比較して、平成29年までに
腰痛を12.9%減少させる



＜修正案＞

平成24年と比較して、平成29年までに
社会福祉施設の労働災害による
休業4日以上の死傷者の数を
7%以上減少させる(再掲)

(参考)再修正しない目標

○メンタルヘルス対策(P) ※安衛法の状況を見つつ検討

平成29年までに労働者及び管理監督者への教育研修・情報提供を行っている事業場の割合を、それぞれ50%以上とする

○過重労働対策

平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%減少させる

○化学物質による健康障害防止対策

職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までに、GHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする

○熱中症対策

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上の労働災害の死傷者の数(各期間中(5年間)の合計値)を20%以上減少させる

○受動喫煙防止対策

平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする

